

## 神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 神奈川県の看護職員の確保及び資質向上に必要な事項について検討し、その推進に必要な体制を整備していくことを目的として、「神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

### (組織)

第2条 推進委員会は、県医師会、県病院協会、県看護協会、県看護部長会、県看護師等養成機関連絡協議会、県訪問看護ステーション協議会、県看護師等養成実習病院連絡協議会、有識者をもって組織する。

2 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 7名

3 委員長は県看護協会会長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長の指名により選任する。

4 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 委員長は必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時は、委員長の業務を代行する。

### (委員会の招集及び会議)

第4条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は全体の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

### (協議事項)

第5条 委員会は次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 看護職員の確保のための検討に関すること。
- (2) 看護職員の資質向上のための検討、研修計画の立案・実施に関すること。
- (3) 未就業看護職員の再就業促進のための検討に関すること。

(4) その他、必要な事項に関すること。

(作業委員会)

第6条 委員会の協議事項に関し、具体的な調査・検討を行うため、作業委員会を置くことができる。

- 2 作業委員会の委員は、委員長が指名した者をもって組織する。
- 3 作業委員会の委員は、互選により作業委員会委員長を決定する。
- 4 作業委員会は、必要に応じて委員長又は作業委員会委員長が召集する。
- 5 委員長及び作業委員会委員長は、調査・検討内容に応じて、必要となる助言者の出席を求めることができる。
- 6 作業委員会において、調査及び検討した事項は、委員会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、医療課に置き、作業委員会の事務局は各所管課に置き、庶務を掌理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員報酬)

第9条 開催に係る委員報酬は、県の予算編成基準に従う。

- 2 支給日については、委員会を開催した日の属する月の翌月末日とする。当該支給日が金融機関の休日に当たるときは、その前営業日とする。

附 則

この規定は、令和2年2月13日から施行する。

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。